

### 第3回年金業務・社会保険庁監視等委員会 議事録

1 日時 平成19年9月10日（月）14:00～16:00

2 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室

3 出席者

（委員会）葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員

（総務省）村木行政管理局長 田部事務室長 長屋主任調査員 横田主任調査員ほか

（厚生労働省）渡邊年金局長 宮島総括審議官

（社会保険庁）坂野社会保険庁長官 吉岡総務部長 石井運営部長 中野社会保険業務センター所長 北村総括管理官 鈴木運営部企画課長

4 議事次第

(1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング

(2) その他

5 会議経過

【葛西委員長】 ただいまより、第3回年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

本日は厚生労働省から渡邊年金局長、宮島総括審議官、社会保険庁から坂野長官、石井運営部長、北村統括管理官、中野社会保険業務センター所長、鈴木企画課長にお越しいただいております。前回に引き続き、年金記録適正化実工程表等について、ヒアリングを行います。

ヒアリングに先立ちまして、坂野新長官に一言ごあいさつを願いたいと思います。

【坂野長官】 坂野でございます。よろしくお願いいたします。

国民の皆様方から極めて厳しい目を注がれている中、身の引き締まる思いをいたしております。山積する課題、改革に全力を挙げて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

中でも、年金記録問題の解決、新しい組織形態への移行、さらに社会保険庁の業務、組織の改革ということについて、今、重要な時期に差しかかっていると考えております。その推進、あるいは実現に当たり、監視等委員会の皆様方のご指導、ご支援は不可欠なものと存じております。

委員会の審議には、全面的に協力をいたしてまいります。いただきますご意見、あるいはご指導についても、これを誠実に実施に移してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。特に村瀬前長官は、3年にわたり改革の推進にご尽力されてまいりました。私もその後を受けて、引き続き改革の推進にも努力してまいりたいと考えておりますので、前長官同様、ご支援を賜りたいと存じます。

以上でございます。

【葛西委員長】 どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

【葛西委員長】 それでは、ヒアリングに入りたいと思います。委員会から提出をお願いしておりました資料等についてご説明をいただきました後、前回ご説明いただいた年金記録適正化実施工程表とあわせて、質疑応答を行いたいと思います。厚生労働省、社会保険庁からご説明のほど、よろしくお願いたします。

【宮島総括審議官】 総括審議官の宮島と申します。それでは最初に、私から厚生労働省年金業務改革推進本部についてご説明いたします。

この厚生労働省年金業務改革推進本部は、さきの国会におきまして、社会保険庁改革関連法案が成立した。それから7月5日に政府・与党で、年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立についてという決定を受けたことを踏まえまして、社会保険庁の新体制への円滑移行、それから年金記録問題の着実な実施のために、厚生労働本省として、これを確実に実施するということから、この本部を設置いたしました。設置いたしましたのは7月9日で、現在までに3回、既に開会しております。そのたびに意見交換を行い、この実施工程表等の策定に当たってきたということでございます。

最初のページに、その組織図をお示ししてございます。まず一番上にありますように、本部長を大臣としまして、総括部会、年金記録適正化部会、相談・広報部会、日本年金機構等設立準備部会、社会保障カード導入部会という5つの部会を設けてございます。それぞれ副大臣、あるいは政務官に主管をお願いしておりまして、その下に実務担当者の副主管を置くという構成になっております。部会組織はこういうことでございますが、この部会の運営を支える事務スタッフとしては、下のところにありますように、総括部会については推進本部の事務局ということで、私以下、数名のスタッフが当たることになっております。

それから、年金記録適正化、相談・広報、それから日本年金機構の関係で、年金記録適

正化等につきましては、下の「社会保険庁の実施スタッフ」にありますように、統括管理官等を設けております。それから、相談・広報につきましては、社会保険庁の中に年金相談推進室というものを新たに設けております。

日本年金機構の設立準備に関しましては、社会保険庁の中に年金新組織準備室というものを設けますとともに、いずれ、この年金機構の管理、監督業務が移ることになっておりますので、年金局のほうに年金管理組織作業部会といったものを設けまして、それぞれ今後の組織のあり方を検討するということになっております。括弧の中には部下の数等を記しております。

カードについてはまた別途の話ですので、省略いたします。

以上のことで、次のページに、社会保険庁における体制というのを、より詳しく記してございます。まず、年金記録適正化につきましては、運営部のほうで企画を行うと。これに対して、業務センターのほうで具体的な実施の検討を行うということになっております。これに加えて、民間企業出身スタッフというのでシステム開発担当マネージャー3名、これは名寄せの関係の業務を担当してもらうということで、そろえております。もう一つの年金記録の解析、属性の解析等、5,000万件の内容の解析についても、8名の民間スタッフをお願いしているということになっております。

相談・広報につきましては、本日、工程表をご説明いたしますが、運営部長の下に年金相談推進室というものを設けまして、この名寄せが始まって、各個人にお知らせする、その後は全員にお知らせするということに対応した相談体制を検討するための体制を設けております。

一番右の日本年金機構等設立準備の関係でございます。これは総務部で担当することになります。その下に年金新組織準備室を設けまして、企画室及び準備室、それぞれここに書いてありますような職員数に、民間企業出身スタッフが、チームリーダーとして2名加わって調整を行っていくという体制を設けたところでございます。いずれにしても、従来の社会保険庁のラインのほかに、この新しい年金記録適正化、あるいは機構設立準備ということをする必要から、こういった特別のチームを設けて推進する体制を整備しているということでございます。

次のページ以降は改革推進本部の設置の要綱のようなものです。ここは後で参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

【石井運営部長】 社会保険庁運営部長の石井でございます。

それでは続きまして、お手元の資料2-①、これには別添がついてございます。それから2-②にも別添がついてございますけれども、これらの資料を用いて、相談・広報関係の工程表について説明を申し上げたいと思います。

相談・広報関係の工程表に関する説明に入ります前に、1つご報告をさせていただきたいと思っています。それは、資料2-②をごらんいただきますと、前回、8月23日のこちらの委員会で説明を申し上げ、そして質疑をいただきまして、その後公表になったものでございます。その段階ではタイトルが工程表（案）になってございました。また、クレジットも社会保険庁となっております、厚生労働省ではございませんでした。それから、その下にアスタリスクがついてございますけれども、この記述もなかったわけですが、ご質疑をいただき、公表させていただいた後、舛添新大臣にもご説明し、また総理官邸、あるいは関係のほうにもご説明申し上げまして、内容的にこれでよいという形になったものでございますから、社会保険庁の案であったわけでございますけれども、その段階で政府の案になったというふうに扱わせていただくことになったわけでございます。その関係で案がとれ、厚生労働省のクレジットがつかしました。

そして、このアスタリスクについては、そのときの委員会でご指摘をちょうだいしたのをそのまま受けとめさせていただいております。まさにここに書いてございますように、この工程表は完全フィックスではございませんで、今後進める作業の進捗状況、それらを踏まえて円滑に推進するためには必要に応じて修正することがあり得るという断りをつけさせているわけでございます。これはご報告でございます。

この実施工程表は、名寄せにかかわるプログラムの開発、それから名寄せ、そうしたことを中心とする部分について整理させていただいているわけでございます。今日これから説明させていただくのが資料2-①、それからそれについている別添の資料でございます。まず資料2-①は、当然のことながら、私ども、大臣まで報告させていただいておりますものですから、既にクレジットのほうは厚生労働省という形にさせていただいているわけでございます。内容は、前回使わせていただきました実施工程表と同じもので、要は今年の7月5日に政府・与党で取りまとめていただきました年金記録問題に関する政策パッケージの中の相談部分を切り出して、具体的にどう展開するかというのを整理したものでございます。この2-①の資料というのは、枠囲いのところが7月5日の政策パッケージの原文で、地の部分が、それをどう具体的に展開するかという説明をさせていただいている

部分でございます。

簡潔にどのようなものを把握していただこうと思います。大変恐縮ですが、資料2-①の別添のほうをお願いいたします。これには、めくっていただきますと、別添1ということで、「『ねんきん特別便』の送付に対応した相談体制の基本的な考え方について（案）」というのがございます。ここにどのようなことをやろうとしているかというのが集約的に入ってございますので、これに沿って説明申し上げたいと思います。なお、この部分が3ページございまして、これらをめくっていただきますと横長のポンチ絵、模式図がございますので、適宜これもごらんいただきながら聞いていただければと思います。

まず、基本的な考え方が別添1の1にございますけれども、電話相談、あるいは来訪相談の件数でございます。これらについては、やはりきちんとその見込みを行うこと、そして見込み、見通しというものを立てつつ、電話対応などでの混乱を生じさせることなく、相談のすべての件数に対応できるようにするための体制を整備する必要があるということをご基本的な考え方といたしております。

その場合の方針は、2にまいりまして、まず相談体制の整備についてでございます。これは前回もご説明申し上げましたように、この9月の頭から、名寄せにかかわるプログラムの開発に入っておりますけれども、それを11月末を目途に完了させまして、そこからその名寄せプログラムの運用が始まりまして、それを受ける形で、結びつくと思われる記録をお持ちの方というのが割り出されるという流れになるわけでございます。

そのお知らせがねんきん特別便で、本年12月、それから20年1月に送付するねんきん特別便は、基礎年金番号をお持ちの方のうち、3情報というふうに私どもは呼ばせていただいておりますけれども、氏名、性別、生年月日の3つの情報が一致し、かつ、その方が現在既に基礎年金番号という形でお持ちの記録の中に記録が欠けている場合には一定の空白というのがあるわけでございます。そういう意味で、空白にびしっと該当するかどうかという意味での期間重複といったチェックをすることで、記録が結びつくと推定される方々に送付することを予定してございます。

この方々についてのいわば人数の推計でございますけれども、名寄せに関するプログラム、その第一次名寄せ分につきましては、試験運用を10月末ぐらいを目途に始めることができるのではないかと考えておりまして、その段階で、その試験運用の過程で突合、名寄せのヒットの状況をにらんで人数を推計したいと考えているわけでございます。この推計した人数、かつ、これまでの電話相談、あるいは事務所への来訪相談、そうしたものの

状況等を踏まえまして、相談件数の見通しを立てたいと思っているわけでございます。

引き続き来年の2月、そして3月に送付する分の特別便の対象者は、3情報のうち、イメージ的には2情報でございますけれども、例えば一部が一致しないわけですが、同一人と推定できるという場合でございます。二次名寄せ該当者でございます。かつ、先ほど申し上げたような期間チェックをクリアして、そして結びつくと推定される方々を送付の対象とさせていただきたいと思っております。こちらの推計作業は、この二次名寄せにかかわるシステムの試験運用は、およそ11月末を目途に入れるのではないかと現時点で思っております。相談件数の見通しの立て方、方法については本年12月、それから1月分の方と同じでございます。

相談体制の整備のほうは、まずもって、ねんきん特別便専用ダイヤルというもののラインの設置を考えてございます。この特別便の送付に当たりましては、できる限り電話していただきたいというお願いをさせていただくつもりで、このお知らせで勧奨をしたいと思っております。そういうことでお知らせを展開いたしますと、電話相談の件数は、集中化とか混雑化とかということが想定される場合もあるわけでございます。その場合には、必要に応じまして、年金受給権者の年齢層を優先する、そしてまた送付の時期を、少しばらつきを持たせるとか、対象年齢というものについて少し順序立てを考えるというようなことで対応していきたいと思っております。

電話ではなくて、来訪して相談を受けたいとされるような方々もいらっしゃると思います。そのような方々につきましては、社会保険事務所が現在、例えば小さな県ですと3カ所しかないということで、そこにおいでいただくのは大変ご不便を来すことにもなりますので、できる限り身近な場所、具体的には市区町村、あるいはそうしたところがございます商工会議所とかで、私どもの職員が出向きまして、巡回相談という形で対応させていただくという計画を立てまして、その実施場所とか日程とか、これらをきちんと誤解のないように、あらかじめ広報を通じてやらせていただきたいと思っております。この巡回相談にもなかなかお運びいただけない方々には、社会保険事務所へのご来訪ということになるわけで、この点につきましても、待ち時間の長期化を避けるための配置の見直し等をやっていききたいと思っております。

それから、今年の6月から7月にかけて、特にフリーダイヤルを入れたということで、1日46万件にも上るお電話をいただいて、混乱を来したことがあるわけでございます。そこまで極端ではないにいたしましても、見通し以上の件数となった場合の体制の増

強は、基本はこの専用ダイヤルの増設で、緊急の場合には東京の大森にあります第1コールセンター、通常220ブース、予備分が50ございますので、270まで拡大できますけれども、これの切りかえとか、あるいはこれも7月にやったわけですが、全国から社会保険庁の職員を集めると。この秋のときには全国から500名寄せたわけでございます。そうした臨時的な取り組みも併せまして、展開していきたいと考えております。

また、社会保険労務士会におきましても、大変協力をしていこうという積極的な姿勢にずっとございますので、大変恐縮でございますけれども、この面でのご協力もいろいろな形でいただければと思っております。

以上が12月から3月末までに行います名寄せの結果、結びつくと思われる記録をお持ちの方についてのお知らせの分でございます。(2)は、そのような形で結びつく記録が出なかった方についての、今度は特別便の送付に関する件で、まず、そのような方々がどのくらい出るかという予測、見通しは、時期が非常に微妙なわけで、二次名寄せの対象の方、そしてそこから連動して発生する相談需要を見通す時期に引き続くというような形で、相談件数の見通しを立てたい、平成20年度の予算編成過程でそのような見通しを立てていきたいと思っております。

相談体制の整備は、12月から3月までの方の分について申し上げたのと同じ措置を講じるほかに、来年6月から10月の送付分については、現役の加入者からの照会を扱うということで、この場合には個々に現役の加入者のご住所に送る方法もありましょうけれども、より効果的なのは、企業によりましては企業内でお取りまとめいただき、そして事務所のほうに提出いただくほうが効率的な場合もございますので、ここは各種の経済団体の皆様と連携、相談をさせていただいて、協力をお願いしたいと思っております。

無論、企業内でのそうした取り組みが難しい方もいらっしゃる場合には、適切な相談窓口が教示されるように、確実にそれが行われるように、ここでまた調整をしていきたいと思っております。この部分につきましての見通し以上の相談件数となった場合の増強策についても、基本的には12月から3月までの方の分と同様で、このほかに、企業の社会保険委員の方々に呼びかけて、その対応をしていただくようお願いしていきたいと思っております。

特にこの一連の取り組みの過程で大事なのが端末で、オンラインに接続していて、一個一個の相談を具体的に扱うときに、窓口はその方の記録が呼び出せる機械を確保することが非常に大切でございます。ちなみに機械の動きは、12月まではこれまで使っている専

用端末機で、来年1月からは汎用機を使うこととなりますので、ぐんと調達の自由度、運用の自由度が拡大するだろうと思っております。

それから、このねんきん特別便、相当な数を送付させていただくことになろうかと思えますけれども、一定数の返戻が考えられるわけでございます。極力これが少なくなるような事前の広報等をしていきたいと思っておりますけれども、残念ながらそのような形になった場合の方については、当たり前ですが、所在の把握に努めたいということでございます。

そのほか、この名寄せのためのプログラムの開発から発送、相談段階等々、いろいろなステップ、あるいは取り組みの形態があるわけでございますけれども、一貫してこの過程で個人個人の皆様の情報が保護されるような方針をきちんと定めまして、マニュアルに盛り込むということで徹底を図りたいと思っております。認知症の高齢者も当然、一定数この対象になるわけでございますので、ご本人の利益が害されないような措置も図っていきたく思います。また、年金記録確認第三者委員会へのご教示も必要に応じて適切にやっていきたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

【中野所長】 社会保険業務センター所長の中野と申します。それでは引き続きまして、資料3及び4につきまして、私からご説明させていただきます。

大きな図の入った資料3をごらんいただきたいと存じます。5,000万件の名寄せ及びねんきん特別便の送付につきまして、8月末に事業者との契約をいたしまして、現在、プログラムの開発の準備に入っております。その関係で、どういったシステムの開発を行い、どのように名寄せから特別便の送付までの作業が進んでいくのかということ、図の形でまとめさせていただいたものでございます。

資料3の1枚目、未統合記録（5000万件）の突き合わせ処理イメージでございますが、左上に被保険者記録ファイルというものがございます。こちらの中から5,000万件の未統合記録を抽出してまいります。二重線で囲いました、「抽出」と書きました部分が、下に注で書いてございますけれども、システム開発を行いまして、この被保険者記録ファイル、磁気ディスクの中から必要な情報を抽出してくる作業になるわけでございます。その情報が、その下にございます未統合記録、これは磁気テープのイメージでありますけれども、手帳記号番号、氏名等の情報が抜き出されたテープができ上がるわけでございます。



この記録を右に持ってまいりまして、受給権者記録ファイルと名寄せ処理という形で、この基本情報の突き合わせを行うこととなります。その結果、不一致になりましたものは右下に線でおろしておりますけれども、不一致分の記録として別に管理いたします。一致いたしましたものにつきましては、一致分受給者記録をつくりまして、こちらに入っております基本情報に基づきまして、左側へもう一度戻しまして、被保険者記録ファイルの中にございます、その方の加入記録を引き出してまいります。記録抽出という操作を行うわけでございます。

その結果、そうした記録が入った形の加入記録情報、これは未統合記録に関する加入情報が入ったファイルになりますが、これを右側を持ってまいりまして、基礎年金番号のもとで管理されております加入記録と突き合わせを行います。そこで、基礎年金番号のほうで管理されている記録の一部に空白が発生しており、左側の未統合記録がその空白部分にびたりとはまるのが確認できますと、この記録は、おそらくこの基礎年金番号で管理されている方の記録の一部であろうということが推定されるわけでございます。

そこから下にまいりまして、ねんきん特別便送付対象記録というテープにいたしまして、さらに、これにもう一度被保険者記録ファイルにございます事業所名称等の抽出を加えます。これによりまして、厚生年金に加入していたというだけではなくて、その期間どういう事業所に勤めていたのかということが、この情報に付加されることとなります。

さらに右のほう、職歴ファイルと書いてあるものと事業所名付与という操作の中で突き合わせを行っておりますけれども、これは古い事業所の記録は職歴ファイルという形で別のファイルに管理されておりますので、古い期間の事業所名についてもここでそれにつけ加えるという操作を行います。その結果、ねんきん特別便としてお送りできる状態のファイルができ上がります。

これを、一番下にございますが、ねんきん特別便の作成ということで、ここは事業者に委託して、それを印刷、印字して発送するという作業へ向かうわけでありまして。そこから左に照会対応記録収録、それからねんきん特別便照会というシステム開発が左側に伸びておりますが、これは、ねんきん特別便をお送りしますと、それを受け取った方が社会保険事務所なり、あるいは電話相談なりにおいでになります。そのときに、その方にねんきん特別便をお送りしているんだということ、そして未統合記録、どの年金記号番号の記録、年金手帳番号の記録と結びつくか推定されるかが、この事務所の端末機器を通じて職員が確認できるようにするためのシステム開発を行うという内容になっているわけでございま

す。

2 ページ目のほうは、いわゆる旧台帳、厚生年金の 1,430 万件、船員保険の 36 万件の記録、これらはマイクロフィルムデータとなっておりまして、すべてがコンピューターの中に収録されていない記録で、これをコンピューターの中に収録し、名寄せを行っていくための作業の流れとなります。一番左上の部分に、被保険者ファイル、旧台帳索出・参考ファイルというもの、こういったデータを使いまして、厚年、船保の旧台帳記録を、入力対象者リスト、これは紙に打ち出しをするということでございます。

もう 1 つ、マイクロフィルムデータの中に入っております記録をやはり紙に打ち出しをいたします。職員がこの入力対象者リストと、被保険者旧台帳記録、マイクロフィルムを紙に落としたものの両方を見ながら、氏名、生年月日、性別の部分を入力対象リストに転記いたしてまいります。そしてそれをパンチ入力する。基本情報の部分を転記しまして、パンチ入力をし、名寄せの磁気テープをつくるわけでございますが、これと右の中ほどの上にあります受給権者記録ファイルとの間で名寄せ処理を行うわけでございます。

不一致分については右のほうに落としまして、不一致分旧台帳磁気テープというものをつくり、それを旧台帳記録漢字氏名索引ファイルという形で別管理をし、照会に対応できるようにする。一方で、一致分につきましては、旧台帳記録入力を経まして、被保険者記録ファイル本体のコンピューターファイルの中に収録いたしまして、旧台帳対象者を抽出し、先ほどご説明いたしました期間重複チェックなどを行って、お知らせをしていくということでございます。この下には、先ほどご説明しましたお知らせと同様の作業が続くことになるわけでございます。このような形で作業を進めていくことにいたしております。

以上が今後の作業の概要でございます。

それから資料 4 をごらんいただきたいと存じます。こういった名寄せを行うに先立って行っておく必要のある作業がございます。こちらのほうは、先ほどご説明申し上げました、先般、公表させていただいた工程表の中でも、中ほど、米印の 2 のところに記載しておりますけれども、名寄せに先立って、氏名、性別、生年月日が収録されていない記録の補正をすることを公表させていただいておりますが、この作業をする必要があると。この数でございますが、別紙、1 枚おめくりいただきまして、そうした不備な記録が 5,000 万件の記録の中に、不備の内容に応じまして、こちらのよう「全項目不備」、「2 項目不備」、「1 項目不備」という形でお示しいたしておりますけれども、一番数が多いのは「⑤ 氏名のみ」が不備、記載がないというもので、494 万件でございます。

全体では、右下隅にございますけれども、524万件、こうした記録がございます。これらについては、社会保険事務所で持っております年金手帳記号番号払出簿というものと突き合わせることによって、氏名、性別、生年月日の補完ができますので、その作業を今、地方庁に対して実施を指示したところでございます。

これに先立ちまして、2のところに記載いたしておりますが、8月末から9月の初めにかけまして、1,000件について確認作業を行いました。その関係資料が、後ろのほうにサンプル調査結果という、資料4の3枚目以降についてございます。中ほどに(2)調査件数1,000件とございます。これらを私ども社会保険業務センターで抽出、サンプリングいたしまして、①から④、特大規模等、事務局の規模に応じて配分しまして、補完に要する時間等の調査を行ったところでございます。

これらの結果、補完・補正が可能であり、その次のページをごらんいただきますと、2の(2)に記載いたしておりますが、払出簿のみですぐに確認ができたというもの、それからそのほかの参考資料も見る必要があったというものがございます。それぞれ所要時間も把握できたということで、これらに基づいて、事務局におきまして補正作業を行っているところでございます。

以上でございます。

【吉岡総務部長】 総務部長の吉岡と申します。それでは続きまして、資料5と6につきましてご説明させていただきます。

資料5と6、それぞれ社会保険庁職員による横領等事案、6のほうは市町村職員等による年金保険料の着服事案等でございます。これはいずれも、年金記録問題の検証委員会からのお求めに応じまして、先般9月3日にそれぞれ取りまとめて公表させていただいたのでございます。

まず資料5を開いていただきたいと思います。社会保険庁職員、平成11年度までは地方事務官、それ以降は国家公務員という形で仕事をしております。こちらの資料5のほうは、1枚めくっていただいて、左から4つ目の内容のところ、どういう横領の中身であったかというところをごらんいただいたらわかりますように、これは保険料だけではなくて、年金給付費、あるいはいろいろな給付関係の横領も含めて、これは社会保険庁職員につきましては、すべて人事案件でございますので、処分は本庁で処理されると。各都道府県、あるいは事務局で起きました事案につきましてはすべて報告をしていただいた上、本庁の懲罰委員会で処理するというところで、これは社会保険庁発足の昭和37年以降のもので、

今ほど申しあげました給付費等を含めて、横領事案について、すべて処分事案について整理させていただいたものでございます。

残念ながら、合計で50件にも及ぶ横領事案等がございまして、このくくりの表の一番最後に総括表がございすけれども、今申しあげましたトータルの50件で、表の上半分でございますが、給付費を含めて、いわゆる被害金額、横領等の対象になった金額は約1億6,850万円です。

この中身の区分を、下段に3つに分けております。一番左側が、これは検証委員会で一番ご関心の向きの、年金保険料に係る横領等の状況が50件のうち22件でございます。被害額の合計が3,300万円以上に上っております。右のほうは、年金給付金、あるいはさらには年金以外の給付費に係る横領等の状況ということで、それぞれ13件、15件という形で整理をさせていただいております。

それでもう1回、この資料5に戻っていただいて、2ページあたりを開いていただきたいと思うんです。1枚目は全部給付費に絡む事案で、年金保険料に係るようなもので申し上げますと、2枚めくっていただいたところで、七尾社会保険事務所を表頭にいたします表で申し上げますと、例えば平社会保険事務所という事案がございす。これはまさしく国民年金保険料の横領事案で、ここは給付費も同時にございすけれども、特例納付の保険料について、ここに書いていますような金額について、横領の事案がございす。

現年度分、過年度分というのは、昭和57年当時は、現年度分の国民年金保険料につきましては、後ほど述べますが、市町村で収納事務をやっていたと。現年度、1年を過ぎましたものについては、当時、社会保険事務所で収納していたということで、「過」と書いてありますのは過年度分という趣旨でございす。

あと、この表を右へ行っただきまして、年金記録の訂正の必要の有無という観点から整理しております。訂正の有無ということは、要するにお客様が保険料を納められた、そのお金をきちっと保険料の納付という記録に書かなかった場合には、これを訂正する必要がございす。保険料を納められたのに納めなかったという形が生ずれば訂正の必要がございすますが、例えばこの場合には特例保険料着服事例があったわけですが、それは納めたという形で整理されたとお読み取りいただきたいと考えております。

ただ、この表の下のほうに、年金記録の訂正の必要の有無というところで申し上げますと、下の2つの事案につきましては、国民年金保険料につきましては年金記録の訂正の必要があったということは、いただきました保険料について適正に記録に反映していなかった

と。こういう事案につきましては、横領事案がありました、右に書いていますように、当然、納められたものとしてもう訂正したということで整理したものでございます。

一番右は、それぞれの事案について、公表、未公表、これは役所のほうから公表したか、あるいは当時は公表しなかったかということでございますが、「公表」と書いたものの右肩に注がでございます。(注2)と書いたものにつきましては、これはマスコミのほうで報道がされたということも、広く公表という形で便宜、整理してあるものでございます。

以下、それぞれ項目がございませけれども、トータル50件ということで、先般、検証委員会で報告をさせていただきました。

その次の資料5の参考資料は、9月3日に、職員に係ります横領事案を発表した後に、舩添大臣から、さらにそれぞれの事案につきまして、もう少し情報を整理しなさいということで、具体的にはどういう処分を受けたかと。ほとんどにおいては免職でございますけれども、それを刑事事件として告発したかどうか、あるいは被害額につきまして返済されたかどうかということから、資料を再整理いたしまして、本日、この会議の後に公表させていただくということで、このテーブルに出させていただきます。詳しくは後ほどまたご質疑等をいただきたいと思います。

次に、資料6にまいります。今度は市町村職員等によります年金保険料の着服事案の調査結果でございます。ご案内のとおり、地方事務官が廃止後も、平成13年度までは各市町村に国民年金保険料の収納事務をお願いしておりました。そういう期間も含めて、市町村が行いました収納事務に関しまして、各市町村の職員が、こちらの表は給付費ではなくて、保険料のみでございます。国民年金保険料について、着服事案があったかどうかというものを、私どもは各社会保険系列の都道府県の地方事務局、地方社会保険事務局を通じまして、各市町村に照会させていただいた上、着服等の事例ありということでご報告いただいた49件について、整理させていただいたものでございます。

中身につきましては、先ほどの社会保険庁職員分の整理とほぼ同様で、今般の調査におきましては、全体で約1,800市町村に対しまして調査いたしましたけれども、残念ながら、まだ未報告の市町村が約170、それから有無についても不明であるという市町村の数が200ということでした。まだ間接調査といううらみもございませし、十分調査が徹底していない可能性もあるということで、先般、私どもが厚生労働大臣から総務大臣に協力を求めるという形で、実は先週末に総務省のご協力を得まして、再調査という形で、今般につきましては、総務省の自治関係当局の課長の連名通知という形で、さらに調査を

徹底し、これから整理していきたいと考えております。

市町村からの回答につきましては、おおむね今週あたりを集計のめどといたしまして、その後、整理して大臣にご報告の上、またしかるべき段取りで公表してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

【石井運営部長】 最後に、資料7、その他の論点に対する回答についてでございます。

相当時間も押しておりますので、その他の論点に対する回答、これまでいただいたお尋ね、ご指摘といったものに対して、回答を整理させていただいたものでございます。

差し当たり、前回ご指摘をいただいた大事なことなど、2点だけ紹介させていただこうと思います。まず、9ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは5,000万件と、未統合の数でございますけれども、昨年18年6月1日現在の数で5,095万1,000件というのが正確なところでございます。この数字がその後、さまざまな形で統合されて、どれだけになったかということでございますが、本年7月末日現在で、4,870万9,000件と、およそ220万件的減少という形になっているということが1点でございます。

それからもう1点、大変恐縮でございますが、19ページをごらんください。19ページは前回、8月23日の第2回のこちらの委員会においてご指摘いただいたことでございます。これは、磯村委員からいただいたご指摘だったかと思っておりますけれども、いわば定期的な記者会見というものを実施することで、進捗状況をわかるようにすべきであるというご意見をちょうだいしたわけでございます。これに対しての私どもの現時点における整理でございますが、まさにそうした形での情報提供は大変重要だと考えております。作業の進捗状況につきましても適時、適切に開示していくことが必要と思っております。現に昨日あたり、舛添大臣も、少なくとも月に1回は公表しますとおっしゃっているわけでございます。

その形態でございますけれども、私ども社会保険庁におきましても、これまで情報開示をしてきているわけで、担当である私ども社会保険庁が、まずはどういう形であれ、一義的に対応することは当たり前のことでございますけれども、先ほどご紹介させていただいた大臣のお話、それから会見の形式もいろいろ考えられるところでございますので、これにつきましては今後、よく考えて対応していきたいと思っております。基本は何しろ会見ということで、定期的に進捗状況のご説明をさせていただきたいと考えているということでございます。

以上でございます。

**【葛西委員長】** どうもご説明ありがとうございました。

これから各委員からいろいろご質問をいただきたいと思いますが、その前に、概括的に私の感想を申し上げさせていただきます。

これまで3回のヒアリングをいたしました。その中で私が感じたのは、厚生労働省並びに社会保険庁が一体となって、そして日常業務の一端というよりは、非日常業務として専心するタスクフォースのような体制をつくるのが極めて肝要とっておりましたが、既にそういうものが7月9日に発足し、充実してきているという、今日、資料1のご説明がありましたのは、非常に心強く感ずるところであります。

それから、作業工程表も、前回のものにさらに加えて、これ、やってみなければわからないところは当然、数の上では出てくるとは思います、わりと道筋が詳細に見えてきているということも、前進したと私は感じます。

あと、問題は、厚労省、社保庁、新しい人事のもとで充実した体制をもって、今、ここで説明になられたことが着実に実施されていくということがすごく大切であります。常に踏み込んで前に向かって進むことと同時に、それを適時世の中に示すことによりまして、信頼を回復するということが大事ではないかと思いました。

私の感想は以上であります、各委員からいろいろまたご質問、あるいはご意見等を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

**【村岡委員】** うろ覚えで恐縮なんですけれども、最初、年金番号を統合するということに、三鷹でやったときに、たしか1,800万件は統合可能ということで、被保険者に郵便で出したところ、800万件ぐらいいは結果として統合できなかったと。それがどういう理由で統合できなかったというのは、昔のデータは残っていないということなので、それはしようがないんですけれども、ここから先は想像ですが、相当のものが例えば住所が変わっていて統合できなかった、返ってきたのもあるのかなと思うんですが、そうすると、例えば住基ネットとの突き合わせとかはお考えになるのかどうかというのが1点です。

あと、もちろん名寄せはやってみないとわかりませんから、やった結果どうなるかですが、やった結果、残念ながら相当のものが残ってしまったというときに、原簿まで戻って再入力ということは、このフローですと、そうじゃなくて、ねんきん特別便で確認すると書いてあるんですけれども、データまで戻って再入力することは今、お考えになっていないんですか。その2点だけ教えていただけますか。

【石井運営部長】 まず住基ネットを用いて、事前段階でチェックするという方法についてでございますけれども、現時点では、住基ネットの活用というのは、名寄せの段階で行うということは考えてございません。これは8月23日、前回の工程表のご説明の中でも、縦長の絵があったかと思っておりますけれども、処理といたしましては、何しろ名寄せができると思われる記録を先に出してしまう。これは特別便に乗せます。そうしますと残るものがございます。この残るものが、亡くなった方のものとか期間を見出し得なかったものとか、いろいろな理由で残るはずでございます。これが要するに、いわば塊を1個1個丁寧に割り出していく過程で、住基ネットや、私どもで保有しております失権記録、こうしたもので割り出し作業の資料として用いつつ小さくしていくという手順を考えているわけでございます。恐縮でございますが、そういう考え方でございます。

元データに戻ることを考えているかという点でございますけれども、今申し上げたような形で、住基ネット、あるいは失権記録を用いてその作業をするわけでございますが、それでもなお残るものが、これは可能性としてはあると思われま。したがって、まさにおっしゃるように、それらのさらに絞り込みのために、元データまで当たるということもやらせていただきたいと思いますと思っております。

【磯村委員】 3点お伺いいたします。

1つは、先ほど記者会見のご返事をいただきました。ありがとうございました。そういうご趣旨であれば、なるべくひとつ、頻繁にお願いしたいと思うんですが、その心は、前回も申し上げましたように、私の理解では、3月末にはほとんど全部カタがつくであろうという国民各位の認識とのギャップがあるのではないかとござい。これはもうよくご存じのとおりだと思います。

たまたま今回、新聞記事を今日、事務局にとっていただいたんですが、舛添新大臣が、テレビ番組で、年金名寄せは来年3月までの実施と言ってきたが、それには裏づけがないということ厚労相がお認めになったという意味の記事が出ております。

実は私どもも、少なくとも私個人は、「最後の1人まで3月末に、給付にすぐ結びつく記録に統合される」といったイメージで国民が受けとめているのではないかとござい。これはなるべく早く誤解を解かないと、3月末にえらいことになるかと考えています。ですから、事あるごとに頻繁に、丁寧に、定期的に説明していただきたいと思いますわけでございます。

つきましては第1、この舛添さんのご発言、これはこれで一步前進だと私は思っております。



ます。もう何遍か、こういった意味のことを繰り返しおっしゃっていただけるように、ぜひ皆さん方から進言していただきたいと思います。それが難しいのであれば、どこかで会ったときに私が直接言っても結構でございます。

2つ目。先ほど端末について、来年1月からは専用端末ではなくて、汎用端末になさるという趣旨のご説明がございました。大変結構なことだと思います。一方、今日いただきました資料7の一番最後、21ページでございます。ここには、市町村の相談窓口に、年金記録を照会する端末が設置されていないのはなぜかという質問に対して、結論は、市町村に過度の負担を課すべきではないという分権推進委員会の見解もあり、今は考えていないという趣旨ですね。これは市町村のご意見をお聞きになった結果でございましょうか。

私が聞いている限りでは、一部の市町村、例えば埼玉県志木市の市長なんかは、1週間前の朝日新聞でぜひ端末を置くべきであると。専用端末はなかなか置けないと思いますが、汎用ならばもっと置きやすくなるわけです。私の住んでいるところの区役所もぜひ置いてほしいと言っております。それは、窓口からしますと、そこは答えできないんですよというのが、いかにも来てくれた人に申しわけないという気持ちもありますし、歯がゆいという気持ちもあるのだらうと思います。その辺は、ぜひ市町村のご意見をお聞きになってから結論をお出しいただきたいと思います。分権推進委員会の見解は見解として結構です。しかし、これでは3月末に大量に押し寄せてくるであろう相談者をさばくことはなかなか難しいと思います。これが2つ目。

3つ目。社会保険審査会について幾つかご質問いたしました、この資料7にお答えをいただいております。ほとんど社会保険審査官というのは今、第三者委員会がワークしてきている状況下では、事実上開店休業だろうと思います。であれば、たくさん的人数、今100人ぐらいいらっしゃると思います。それから、社会保険審査会に6人の委員の方がいらっしゃって、それぞれ給料をお払いになっていらっしゃいますね。もったいないと思います。法律改正も含めて、ぜひ早期に何とかしなければならぬ部分じゃないかと思えます。

ちなみに舛添さんと私が、7月2日にテレビ番組で対談いたしました、ちょうどこの第三者委員会ができるという話があったときでございましたので、舛添さんに、「何でこんなものをつくるんですか。つくことは結構なんだけれども、社会保険審査会が無能だという意味なのですか」と言いましたら、彼は「無能なんだ」とはっきり言いました。生番組ですから、それも流れております。どうぞ本人にご確認いただいて、適切な処理をお願い

いしたいと思います。

以上です。

【石井運営部長】 3点ご指摘いただきました。

まず1点目、私も昨日、番組を拝見しておりました。大きな流れとしては、5月25日の年金記録への新対応策パッケージ、6月4日の年金記録問題への新対応策の進め方、そしてまた7月5日の政策パッケージも、政治的なご判断という、高度なところからの方針という側面もあるんだろうと思います。ただ、必ずしも全く根拠がないかという、そういうふうには私どもはもちろんとらえておりませんで、例えば6月4日のものであれば、20年の5月末までに名寄せをさせていただきたいということだったわけでございます。当時の担当者などから話を聞きますと、例えばつくる名寄せプログラムのイメージでございますけれども、まっさらなところから、一から組み立てるというイメージでやった場合には、委員もご承知のように、工程がございます。基本があり、詳細があり、プログラムの書き出し、そして総合テストでございます。それには優にそのぐらいの時間がかかるだろうというイメージだったと。

それを3月末までという前倒しでございますけれども、使えるものがございますので、それを改造することで、いわば一からの作業をしなくて済むわけです。

【磯村委員】 すみません。1番目の質問は政治判断でございます。システムの問題ではございません。

【石井運営部長】 ただ、事務的にはそういう側面も、私どもは念頭にはございまして、そここのところは、必要であれば、あまり長くなってもいけませんのであれですが、説明の用意はあるということでございます。ただし、まさに政治的なご判断でそのような決定がされたということは、それはそのとおりのことなんだろうとももちろん思っております。

それから、2点目の端末の関係でございますけれども、これはまさに平成13年当時における、要するに地方分権推進委員会のご判断というものをきちんと尊重して対応しなければいけないと、私どものほうも考えたわけでございます。私もその当時、その関係でそちらのほうに携わっていたわけではございませんので、事情は詳しくはわかりませんが、当時、一般的な情勢としては、国と地方公共団体との関係は、やはり機関委任事務といったような、非常に整理の悪いありようを大きく改めようという空気が非常に強うございましたので、今から振り返れば、例えばもう少し、国民年金であれば、国と市町村の連携のあり方というのは、別のありようがあったのかもしれませんが、当時は何しろこう

いう整理がなされたということで、その関係で、端末についても用途を厳しく制限されるという形で今日に至っているということではございます。

ただ、そこのところは総務省のご当局のほうも、またご方針がありましようから、実際にその市町村の皆様において、私どもの端末を置くことについて、例えばぜひということがあるならば、これは、一部あるやに聞いておりますけれども、そういう実情をお話しいたしまして、うまく調整できるような道があるのかというのを、ちょっと模索してみたいと存じます。

【磯村委員】 商工会議所に置けたり、巡回相談に置けるものが何で市町村に置けないんだという素朴な疑問もあります。分権委員会の決議をあまり後生大事になさる必要はないんじゃないでしょうか。

【石井運営部長】 ご意見として受けとめさせていただきたいと思います。

それから、3点目の社会保険審査会の関係でございますけれども、例えば先ほど磯村委員がおっしゃった状況なのかどうか、まずはそこのところを見て、また、仮にそういう状態が現在あるとしても、それがその先どういう形で推移することになるのか、そこら辺もきちんと見据えて対応すべきものなんだろうと思います。

【磯村委員】 おわかりになっていらっしゃるようですから、もう少し補足しますと、ここが、昭和28年の法律ができて以来、まともに機能しておれば、今回のような問題はかなり早くから手を打たれていたと思います。なぜならば、ここは苦情処理、不服審査の窓口です。ご存じのように、審査前置主義ですから、ここを通らないと裁判を受けられないんです。そういう肝心なところが、いろいろなところから苦情があっても、お役所は間違っていないんだと言って全部突っぱねていたから、間違った背景が上がって来なかった。民間企業なら、まずこんなことはございません。これが一番の商売の糧になるわけなんです。

【石井運営部長】 審査会そのものの機能については、いろいろな見方があるかと思いますが、まずは何しろ、実際、現状どうなのかということもきちんと見ながら。

【磯村委員】 まだお調べになっていないということですか。

【石井運営部長】 審査会の、例えば審議状況がどうなっているのかというのは、まことに恐縮でございます。

【磯村委員】 ホームページを見れば出ていますよね、一部。

【石井運営部長】 よく担当の話なども聞かせていただきながら。

【磯村委員】 これは社会保険庁の問題というより、むしろ厚生労働省年金局の問題だと思いますが、局長、いかがですか。

【渡邊局長】 私ども、大変関心のあるところですが、今、磯村委員がおっしゃったのは、主として社会保険審査委員の活動が十分ではないという。

【磯村委員】 社会保険審査委員ではございません。社会保険審査官です。

【渡邊局長】 いや、というふうに、最初、受けとめました。繰り返し「審査会」とおっしゃっておられますので。

【磯村委員】 その上の審査会も含めて。

【渡邊局長】 申し上げますが、私どもの今まで受けております実感といたしましては、かなり社会保険庁の現場、あるいは間に入った第1回目の苦情処理をする社会保険審査委員があまりにもずさんであるということで、社会保険審査会の聴聞なり審理の際には、大変厳しい言葉が審査委員から出て、社会保険庁が面罵されているというような実態も聞いております。その中で引っくり返る件数が多いのか少ないのかという点は、他の不服審査会などと比べてどうなのかなという点で見ますと、かなり引っくり返っているという見方をする方もいらっしゃいます。

引っくり返っているというのは、不服を申し立てた側のほうに理があるということで、原処分を取り消したりしているケースも多いと聞いております。しかし、それをどう評価するかというのはまた分かれるところでございます。

これは省一体のことで問題提起していただいているんですから大変大事な指摘だと思いますが、社会保険審査会は、年金局ではなくご承知のように、これは保険局の所掌事務になっているということで、健康保険、傷病手当金、出産手当金等々の事案もあることはあるんですが、実態がかなり年金、しかも障害年金をめぐる問題、このあたりではかなり不服をおっしゃる方にも不満を残しながらのケースも多いし、なかなか社会保険庁が定めている諸基準が明確ではないという批判もある、多々いろいろな声をいただいているのはよく承知しておりますが、社会保険庁、年金局、保険局、これこそおっしゃるように、こうした問題提起を大事に受けとめて、そして単純に第三者委員会と比べてというのは次元が違う面はあるかと思えますけれども、国民から見れば……。

【磯村委員】 同じです。

【渡邊局長】 という部分についての想像力を少し駆使して、さらにまた、内部でも話し合いさせていただきたいと思えます。

【磯村委員】 1つ補足させていただきますと、かなり評価されているというお考えのようですが、その中に、「取り下げてくれたらあなたの言うとおりに処理するよ。」というふうな、取り下げ請求による改定がどれくらいおありなのか、お調べになっておかれたほうが良いと思います。かなりあります。

【渡邊局長】 はい。

【住田委員】 私から4点、お願いいたします。

まず、今回、新しい体制を拝見いたしますと、ようやくこういう形で推進の力がついたなという形で評価させていただきたいと思いますが、その中で、以前おっしゃっていただいた記録の内容の解明の5,000万件につきましては、民間企業等から派遣された専門家による分析チームを編成し、名寄せ作業と並行して作業を進めるというところがございました。それが今回、新たに民間企業出身スタッフ、年金記録解析チーム8名ということになるのでしょうか。もしそうであるとしたら、その方々の具体的なお仕事の中身、システムの問題なのか、中身として死亡者とか外国人労働者で偽名を使ったものとか、そういうことを調査するという具体的な中身に突っ込んだことをなさるのかということのお尋ねです。これが1点目です。

2点目なんですが、相談体制という形で、さらに今後充実されるということでございますが、実際はこれ、特別便で推定される方に送るということですので、支給するに当たっては、推定者じゃなくて、確定する必要があるかと思います。ですから相談にいらした方に対しては、最終的にいろいろな証拠関係に基づいて、この方ですねというふうに全部同一人と最終的に確定とすれば、私は単なる相談ではなくして、こちらが逆に相談する、そして、あちらに対して来ていただいてありがとうございますと、ほんとうはそういう姿勢で当たるべきものではないか、統合作業の重要な最終段階になっているものではないかと思うんです。これに対して、押し寄せてきたら困りますというよりも、逆にこちらから出向いて行って確定させていただきたいというぐらいの気持ちでないと、いらした方に対して大変失礼な対応になるのではないかと、その点を心配しております。

ですから、この相談というのは、ほんとうは国民の不安除去だけにとどまらず、今回の宙に浮いた記録の確定作業として重要な一作業であるという位置づけをぜひお持ちいただきたいと思います。これはお願いです。

それから3つ目なんですが、今、システムの契約の関係、特に価格交渉に関しては、今の状況では、情報公開の関係で利害にかかわるのでお出しできませんというお言葉があっ

たやに聞いております。これは伝聞ですのでよくわかりませんが、そのこと自体等はまた別途問題はあると思うんですが、この委員会と社保庁、厚労省との関係におきましては、情報公開法の直接適用ではなくして、あくまで政府部内の情報共有の問題で、あと、情報漏れとしてどういうふうに考えるかという視点はもちろん重要かと思えますけれども、基本的に必要だと思われることに対して、こちらは守秘義務をもって対応させていただきたいと思えますので、ぜひそのところはご理解のほどをそして、誤解のないようお願いしたいということが1点です。

といいますのは、前回の会議でも、システムなどに費用が、大変かかるようではとお聞きしたところ、いろいろやりくりをいたしまして捻出しましたというのが前長官のお話でした。いろいろなランニングコストの中で、あちらの費用をこちらにやって、削るところをかなり削られたのかなと思いました。しかし、その後の新聞報道を見ますと、民主党に対してのご説明で、施設の一部を売却するというで今回の費用をつくりましたという報道がありました。それはよくわかりませんが、もしそうであるとしたら、やはりこちらでお尋ねしたときにはそのような方向性についてもお答えいただきたかったなと思えます。

最後に4つ目なんですが、懲戒の事件についてです。これは当委員会が直接に対応するものではございませんけれども、ほかのお役所、お金を扱うところは大抵監査、そして監査制度を持っているところもございまして、ぜひ新機構におきましては、そのあたり、問題のないようなところ、きちっと対応していただければと思っております。

以上です。

【石井運営部長】 それでは私のほうから1点目、2点目についてご説明したいと思います。まず、8名から成る民間専門家のチーム、要するにこの仕事は何かということでございますけれども、これはまさに、前回説明させていただきましたように、いわばプログラムの開発があり、それを運用して、結びつくと思われる記録を出してお知らせするという作業が本線であるとすれば、それと並行して動く、もう一本のラインということになります。

このチームの作業課題は2つございまして、端的に言うと、結局1つなんですけれども、要は5,000万件の未統合記録というのはどのような属性の記録から成るのかということでございます。このチームは、これを解明することがミッションなわけでございます。ただ、ご存じのように、これだけのものを扱うのに、もちろんオンラインシステムを回す

わけでございますけれども、一方でこのシステムはレガシーと言われておりまして、マクロの数字を適宜、適切に取り出すことがなかなかできないものですから、一方では本線のためにこのオンラインシステムが動いているわけでございますけれども、それと並行して、例えば固有のデータベースをみずからつくって、そしてそれを分析の対象にして、いわばマクロでの属性の姿、全貌というものを割り出す作業でございます。ですから、そういう意味で、データベースをどうつくるかとか、つくったものをどういう角度から分析するかとかいう、まさにエンジニアとしての力量を駆使しながら、最後はその属性の解明へ向かうというチームでございます。

相談体制でございますけれども、私の説明がまずかったとすれば、これは謝らなければいけないわけでございます。住田委員がおっしゃるような、一方的な相談に来るよという形でこの確認作業を進めようということではございませんで、基本的には結びつくと思われる記録が出た方に対して、こういうものが出ましたと。一方で、基礎年金番号で管理している記録、加入履歴をずらっと並べると、ここに空白の部分がございますと。そこに相当するようなもの、あなたのものではないかと思われるものが出てまいりましたというのはお伝えすることで、いわばそれを契機として、私どものほうでいろいろ持っている資料と、ご本人様が持っている資料、あるいはご記憶といったものを、いわば双方が協力する形で、それがほんとうにその方のものかどうかというのを確かめながらやっていく作業だと思っておりますので、まさにおっしゃるように、相談作業というのは本当に大切な作業と考えています。

【住田委員】 ネーミングとして、相談を受けてあげるというんじゃなくて、調査、協力をお願いをしているんだと思っているんですが、ですからたくさんのが来てパンクしたら困るというニュアンスのことを言われると、私はいかがかなと思ったという、そういう感じです。もう結構です、おっしゃっている意味はわかります。

【中野所長】 住田委員からシステム開発経費についてのお尋ねがございましたので、簡単にご説明させていただきます。8月30日付でNTTデータ及び日立製作所とシステム改修の契約を締結させていただきました。その時点の総額につきましては、工程表の中でおよその概数ということで既にお示ししているところでございます。さらにWBS (Work Breakdown Structure) という詳細な事項に分解いたしまして、それぞれの事業者とさらに精密にすり合わせをしていくことといたしております。

資料につきましては、私どもとしては、当委員会のほうに提出させていただきたいと考

えておりますけれども、事業者の側から、工数と金額を割ることによって単金が出てしまうということで、これが競争上、非常に困るというお話がございまして、情報公開請求のときにも、この単金情報については、他の契約の場合もそういうふう聞いておりますけれども、競争上の観点から公開していないということでございます。

私ども、さらに精査してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【村岡委員】 ご承知でしょうが、社会保険オンライン刷新可能性調査報告書という、IBMさんが社保庁に出された資料がありますが、ここにはNTTデータの単金は高いのではないかと。私は別にそれをここで議論しようとしているんじゃないです。そういうこともあるので、ぜひ名寄せのシステムの契約が妥当な金額であるということの説明責任を十分に果たせるようにしておいていただきたいと、それをお願いしたいと思います。

要するに、世の中では、そういうことも含めていろいろな意見があり得るし、あるということは既にご承知だと思いますので、この場で別にこの数字をどうこうということはないですけれども、説明責任は十分に果たせるようにしておいていただきたいと思います。

【岩瀬委員】 まず、資料についてなんですけれども、開発項目だけをいただくというわけにはいかないでしょうか。

【中野所長】 ちょっと確認をいたします。

【岩瀬委員】 もしよければそれで提出していただけますでしょうか。

【中野所長】 確認をした上で。

【岩瀬委員】 あと2点。名寄せに関する前作業の部分をお聞きしたいんですけれども、5,000万件も1,430万件も、名寄せをかける前に記録の補正をする作業がありますね。名前と生年月日の抜けているものは入れないといけないし、1,430万件は1回紙に打ち出して入力対象者リストを作成し、パンチ入力しないといけない。この前作業に、各社会保険事務局にその作業を割り振るという趣旨のことを書かれていますし、今までの説明でもそういう説明だったんですが、社会保険事務局及び社会保険事務所というのは、もう手いっぱいな状態だと思うんです。この作業をどういう形で落としていくのですか。それぞれの事務局で管轄している年金記録のデータを事務局ごとに割り振って落とすのか、全事務所一律に落とすのか、その辺をまず教えていただきたい。

それと、これは作業量として、僕は相当なものが予想されると思うんですけれども、その作業量に対してどの程度の人員を増員しないといけないとお考えなのか、その場合の予算処置、予算をつけないと人は増員もできませんでしょうし、さらに、これを社会保険事



務所の職員が入力するのか、あるいはプロのキーパンチャーに頼んで打つのか、その入力作業を終えたあと正確に入力されたかどうかを、どうチェックするのか、その辺も含めて、どんなことをお考えになっているのか、簡単にご説明いただけますでしょうか。

【中野所長】 ご質問の点、ご説明申し上げます。

まず、先ほど資料4でご説明いたしました氏名等が不備な記録についての補正作業でございますが、こちらのほうは名寄せ作業に入ってくる前に完了させようということで、各事務所におろしまして、作業に着手したところでございます。こちらの記録は総数約500万件ございますけれども、事務所ごとに数も違っております。したがって、とりあえず各事務局においてどのような事務処理体制を組むか、それぞれ事務所を統括している事務局単位で、処理体制のつくり方については判断をした上で取り組んでもらおうと思っておりますが、私ども、先ほどご紹介をしたサンプル調査に基づきますと、2分程度で処理できる場合、あるいは15分程度かかる場合、ケース・バイ・ケースでございますが、概算いたしますと、人数的な規模と申しまして、各事務所単位で数名程度の職員の動員が必要になる。それらの職員を動員することによって、12月末をめどに補正作業を終えるように事務体制を組んでもらうように、今、事務局を通じて連絡をしています。

【岩瀬委員】 そうすると、職員がやるということですか。

【中野所長】 そうです。

【岩瀬委員】 新たに職員を雇うとか、そういうのではなくて。

【中野所長】 基本的に職員と考えておりますが、記録を扱う作業でございますので、確認作業の部分は最低限職員がしなければいけない。その中に、単純な作業の部分を、場合によっては、事務局によっては他の派遣職員等を使って補う必要があるかもしれません。その辺も含めて事務局で体制をつくらせるということです。

【岩瀬委員】 ということは、その5,000万件の補正作業をしながら、並行的に、1,430万件の磁気化をするのですよね。それを2人の増員体制、つまりその専属の職員を2人ないし3、4人、それぞれの事務局で確保して全部処理ができるということを考えているのですか。

【中野所長】 1,430万件の記録の部分についての磁気化作業は、一括いたしまして、現在、社会保険大学校という場を使いまして、集中的に今、処理作業に入っております。こちらのほうは、専属職員を20名程度、それに委託職員をつけまして、作業を進めているところでございます。

【岩瀬委員】 予算はどこから取るんですか。一般財源でやるんですか。

【中野所長】 財源については、今年度予算の中から捻出し、契約し、委託しているということですが。

【岩瀬委員】 あと、施設を売却して予算をつくるという報道に関しては、全く決まっていないと考えていいんですか。

【吉岡総務部長】 さっき住田先生もお触れになりました民主党への説明の中で、私のほうから、年金記録問題は大変大事なので、まずはあらゆる今年度予算、来年度に向けて、さらに一層合理化、努力をして、新しい保険料負担ということは国民の理解を得られませんが、いろいろな形であらゆる努力をするうちの一端といたしまして、施設の売却も含めてということで、1つの選択肢という形で例示をさせていただきました。ちょっと誤解をされた向きがあるのはお許しいただきたいと思います。

今、岩瀬委員がおっしゃった、費用も含めて、まずはどの程度かかるかという積算を急ぐ必要がございますので、それに応じまして、いろいろな努力をしてみたいし、その中には一般財源で充てるべきもの、あるいは既存の事業をそのまま見直す形、すなわち新しい保険料負担じゃない形でできるものもあるやもしれませんが、少し時間をいただいてよく精査をして、財源対策も含めて、これから大臣とご相談していきたいと考えております。

【岩瀬委員】 この横領の事案なんですけれども、これをざっと見ましたら、いわゆる正規職員の事案だけという感じがしたんです。非正規教職員の横領のケースというのはこの中に入っていないということではよろしいのでしょうか。

【吉岡総務部長】 社会保険職員の中には、謝金職員で横領にタッチしたということで、事例としては入っております。50件の中にそういう職員の分も入っております。処分対象ということでは、謝金職員に対してもそういうことをする可能性もございますので、そういうものにつきましては、すべて横領に係りますものについてはお示ししているところでございます。

例えば、資料5の参考資料と打ちましたところの41番の事例でございます。これは国民年金保険料収納指導員ということで、国民年金の事務につきまして、事務所の中でいろいろ仕事をさばくという立場の職員の者の横領に関しても、処分対象ということで、例示を1つ挙げさせていただいております。

【岩瀬委員】 というか、これでもうすべてと考えていいんですか。

【吉岡総務部長】 さようございます。処分された者については、すべて今回。

【岩瀬委員】 ということは、まだ発覚していないのはある？

【吉岡総務部長】 1つだけ申し上げておきますと、私ども、各都道府県、あるいは業務センターから、処分案件ということで、処分も懲戒免職から、一番軽いものは所属長の口頭注意と、それに該当するものについてはすべて報告するように求めておりまして、そういうものがすべて報告されているという前提で、中央の懲罰委員会にかけております。あり得ないことだと思っておりますけれども、念のため、もう1回過去のことも含めて、今般、確認のための調査を改めてさせていただくという状態です。

以上でございます。

【村岡委員】 簡単な話をよろしいですか。

この資料7に、最適化システムについてもいろいろご回答いただいているんですが、今日は時間がないので、また改めてお伺いすることにさせていただきたいと思っております。

それから先ほど磯村委員のおっしゃった記事を読んでみますと、最初のパラグラフの最後に、実現に向けた見通しが立って「いない」ことを認めたとありますがこれでいいんですか。「いなかった」ことを認めたならわかるんですけれども、「いない」ことを認めるとすると、今までの議論って何だったんだろうということになると思うんですが、この文章で社保庁さんはよろしいんですか。

【石井運営部長】 先ほども、ちょっと長くなってしまいうということで、説明をとどめたんですけれども、具体的な裏づけという部分でございますが、私どもは今回の工程表をこういう形で整理させていただくということ自体が、絵空事ではなくて、実行可能なものとしてやっていくんだという気持ちのもので、裏づけという意味ではこれ1つでございます。

【村岡委員】 簡単に。私は見通しが立っていると思っているんですが。

【石井運営部長】 まさに私ども、見通しをこれでつけさせていただいたと思っております。そういうことで、この記述につきましては、私どもの意図を十分反映していないものであると考えます。

【村岡委員】 大臣がもしそうお考えならば、大臣にちゃんとお伝えいただかないと、どこかで混乱すると思っております。

【石井運営部長】 承りました。

【葛西委員長】 同じ件なのでついでにお伺いしたいんですが、厚労大臣が7月5日に、パッケージに対する総理大臣の記者会見の内容は、具体的裏づけがなかったと発言したと

というのは、多分、記事が不正確なのではないか。それは、1つには、舛添大臣の発言をある意味で曲解している。もう1つは、7月5日のパッケージの内容を誤解、ないし曲解しているという2つの誤解から来た不正確な記事ではないかと私は思ったんですが、その点について、責任ある方としての見解を伺っておきたいんですけども。

【石井運営部長】 舛添大臣のご発言の趣旨というもの、どういう事実の経過をとらえられておっしゃったのかということもあろうかと思えます。それは先ほどもちょっと出ましたけれども、政治的なご判断という側面でそれらの物事が決まったということはあるかと思えますが、物事が決まる前提として、そもそもそのように決めて、できるものかできないものかというご判断は当然あるわけです。したがって、その前提の部分に関する情報提供は、例えば7月5日の政策パッケージに関しても、私どものほうからいろいろご説明申し上げて、それが要するに合理的なものであるというご判断があってそういう形になっているわけなのです。

【葛西委員長】 結論だけ聞ければいいんですけど、要するにこの記事は間違っているのかどうかということなんです。

【石井運営部長】 私どもの認識とは異なると言わせていただければと思います。

【大宅委員長代理】 舛添さんの発言は、私も見ていましたけれども、かなりこれに近い発言でしたよ。

【葛西委員長】 7月5日の話というのはどうなんですか。

【大宅委員長代理】 突っ込めば突っ込むほど、それは政治的判断。全部政治的判断で答えているように私は拝見しました。

【石井運営部長】 端的に申し上げれば、この記事の最初のところで、4行目から5行目にかけて、実現に向けて見通しが立っていないことを認めたとありますけれども、これはそういうことはない。実現に向けた見通しというものを立てさせていただいているということでございます。

【葛西委員長】 7月5日の件については？

【石井運営部長】 それにつきましても、もちろん。

【葛西委員長】 7月5日の件というのは、政府としてはこれを責任を持って実施するという出されたものだと思うんだけど。

【石井運営部長】 もちろんそういうことです。

【葛西委員長】 それはそうではないんだというふうに言ったわけではないんですよね。

【石井運営部長】 ええ、そういうことではございません。

【葛西委員長】 そこだけはっきりさせておけばいいんです。とすると、テレビの放送を受けたこの新聞の記事については、どこかできちんと、そのような食い違いはないんだということを言っておかないといけませんよね、厚生労働省としても、社会保険庁としても。

【石井運営部長】 はい。当然のことながら、そのような形で対応していきたいと思いません。

【葛西委員長】 もともと7月5日のパッケージそのものが、作業により、この前のフローチャートのような形に整理していくという性格のものだという意思表示として、この前のフローチャートを出されたんではないかと思うんです。

【石井運営部長】 実現に向けた見通しというものは、私どもとしては立てさせていただいているということでございます。

【葛西委員長】 7月5日のパッケージについては、ちゃんとした作業の裏づけがあるということでしょう。

【石井運営部長】 ええ。裏づけはあったと考えております。

【葛西委員長】 そこだけちょっと確認しておきたかったんです。

【大宅委員長代理】 一言だけ。ちょっと関連あるというような、ないというような話なんですけれども、その作業をしなくてはいけないし、それを着実にやるのが一番大事なことだと思うんですけれども、問題の根っこというのは、我々が不信感を持ったというのは、ずさんなのをわかっていてほうりっぱなしにされていたということだと思うんです。コンピューター化するときに反対があって、いわゆる覚え書きみたいな常識外の話が漏れてきたり、今、いろいろな猫ばばの話がいっぱい出てきたりしているということで、坂野さんに伺いたいんですが、新長官として、世の中もはっきりとんでもないことだと思っている。中にいる方たちが、ほんとうにどの程度共有した覚悟のほどを持っていらっしゃるかどうか。新しくいらして、顔を見るなり目の輝きを見るなり、本気で変えようと思っていられると感じられましたか。そのことだけ伺いたいと思います。

【坂野長官】 まだ出先に対して十分訪問しておりませんので、現場の職員がどういう感じを持っているか、どういう表情を持っているか、確実なことをお答えすることはできませんけれども、先週、業務センターに行ってまいりました。各部屋を全部回って職員の顔を見て、しっかり仕事をしてくださいと声をかけて回った印象を申し上げますと、業務センターはかなり若い職員が多いんです。表情はかなり緊張すると同時に、明るさもあつた

と私は思っております。

ということは、非常に厳しい国民の方々の指弾を受けている中で、この仕事をきちんとしなければ信頼をしてもらえないという意識は、私が業務センターを回った限りでは、若い職員にはかなり浸透していると考えます。ただ、個々に全部話を聞いたわけではございませんので、ある程度年齢のいった方等について、どういうお考えを持っておられるのか、その点、まだ十分確証がございませんけれども、とりあえずの印象はそうであったと。

それから本庁については、もう確実に意識は浸透しておりまして、本庁から各地方への指示、指導についても、それを背景にやっております。それからまた、新所長の研修というのを先週の土曜日、この東京でやっております、私もそこに出て、私の考えを示すと同時に、新所長の表情を見てまいりました。今度の所長は、ある意味では簡抜された方々、優秀な職員を簡抜するということと、今までは各県内でほとんど人事のほうが終わっていた部分についても、ブロック内で相当広域異動をするという形で任用した所長たちでございますので、選ばれた人ではあると思えますけれども、その点については認識として十分なものがあるという印象を持っております。

【葛西委員長】 私の経験から申しますと、初めから全員が意気に燃えているということはずなわけで、何人か、あるいは1割なら1割の人間が、今、一緒にやろうという気持ちがあれば、これから時間の経過の中でいろいろ意識づけをしていくことは可能だと思うんです。ですから、そういう体制をぜひ強化していただくというのは大切だと思っておりますが、本部をつくってやるというのは、その面で大変前向きに評価できると思いません。

あとは、前に村瀬さんがおられたときに話をしましたところでは、かなりの超過勤務をみんな文句を言わずにこなすというようなところを見て、国鉄の時代よりもいい部分もあるかなという感じもいたしました。そういう意味で、気を抜かずに組織そのものが活性化するようによろしくお願ひしたいと思います。

時間も大分予定を過ぎましたので、今日はいろいろとご説明ありがとうございました。これでヒアリングを終わりにしたいと思います。それでは、大変長時間にわたりまして、どうもご苦労さまでした。

(厚生労働省・社会保険庁退室)

【葛西委員長】 それでは、第3回の会合をこれで閉会いたします。

以 上